

平成21年（た）第2号
再審請求事件

鑑 定 請 求 書 （ 2 ）

和歌山地方裁判所
刑事部 御中

2010（平成22）年10月18日

弁護士 石 塚 伸 一

同 小 田 幸 児

同 高 見 秀 一

同 寺 田 有美子

同 中 道 武 美

同 安 田 好 弘

請求人の頭書事件について、弁護士は後記の通り、鑑定を請求する。

記

1 鑑定対象物

請求人宅台所シンク下収納庫から発見されたとされる白色プラスチック製小物入れの付着物

2 鑑定事項

- ① 上記付着物に亜砒酸が含まれるか
- ② 亜砒酸以外に如何なる元素あるいは化合物が含まれているか
- ③ 亜砒酸が含まれていたとして、その亜砒酸は、紙コップ及びカレーに付着ないし混入されていた亜砒酸と同一であるか

3 鑑定を求める理由

(1) 最高裁判決は、「(上記)カレーに混入されたものと組成上の特徴を同じくする亜砒酸が、被告人の自宅等から発見されていること」として、この事実をもって、請求人が犯人であることを認定する重要な間接事実3つのうちの1つのであるとする(ここで「被告人の自宅」から発見されたとされている亜砒酸は、請求人宅台所シンク下収納庫から発見されたとされる白色プラスチック製小物入れの付着物のみである)。

(2) しかし、確定審の第一審で取り調べられた科学警察研究所の丸茂鑑定(甲1168)では、「被告人方台所から押収されたプラスチック製小物入れの付着物」は鑑定の対象にはなっていなかった(平成22年10月18日付再審請求書補充書第1の2)。

なるほど中井泉が行った鑑定(甲1170)では、上記2の②については、「同一の工場の同一の原料を用いて同一の時期に作成した亜砒酸である(亜砒酸としての起源が同一である)」旨の結論が示されている。

しかし、確定審の第一審において裁判所が採用した谷口・早川鑑定(職権6

ないし8)では、「(2①の資料は)極めて量が少なく、微量元素の定量は困難であるので、(台所から押収された)プラスチック製小物入れ付着の資料が、
・・・同種であるとの判断はできない」「同種の可能性があるが、(2①の)資料が極めて微量であり、微量元素の定量が困難なため、・・・同種であるかどうかの判断はできない」との結論が示されているのである。

(3) このように、「請求人の台所から発見されたとされる白色プラスチック製小物入れに付着していた亜硫酸が、カレー鍋に混入された亜硫酸と同一である」との事実の有無については、確定審が認定した事実の証拠とした3つの鑑定(科警研の丸茂鑑定、中井泉鑑定、早川・谷口鑑定)のうち、「起源が同一である」との結論を出しているのは中井鑑定だけなのである。

丸茂鑑定ではそもそも微量すぎて鑑定の対象となっていないし、谷口・早川鑑定でも、「微量すぎて同種であるかどうかの判断はできない」との結論が示されているのであるにもかかわらず、唯一中井鑑定が、「起源が同一である」との結論を出していること自体においても、中井鑑定の恣意性が現れているところでもある。

(4) よって、再度鑑定を行うことによって、中井鑑定が誤りであること、すなわち「請求人の台所から発見されたとされる白色プラスチック製小物入れに付着していた亜硫酸が、カレー鍋に混入された亜硫酸と同一であるとの判断をすることはできないこと」を立証し、請求人が犯人でないことを立証する。

(5) また、上記の丸茂鑑定(甲1168)によると、紙コップには亜硫酸のみが付着しておりカルシウム、カリウム、ケイ素、デンプン他の化合物等は含まれていない。もし、白色プラスチック製小物入れの付着物にこれらが含まれているとすると、紙コップの付着物と白色プラスチック製

小物色の付着物とは別物となり、請求人が犯人でないことになる。

以上